

転出される方へ(転出者チェックリスト)



引っ越し先の市町村に、転入した日から14日以内に転入届をしてください

▼新しい住所地での転入手続きには、次のものが必要です。(詳しくは新しい住所地の市区町村にご確認ください)

- ① 転出証明書
お持ちの場合は、マイナンバーカードまたは住基カード
(外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書)
- ② 国民年金加入者は、年金手帳・基礎年金番号通知書・保険料納付通知書のいずれか
- ③ 国民健康保険に加入される方は、その旨申し出てください。

●転入日及び転出予定日からは、大和郡山市に住所がないものとして取り扱いさせていただきます。

●都合により転出を取りやめたときは、転出証明書を持参し、転出取消の手続きをしてください。

※住民票・印鑑証明書の取得について

- 転出予定日(異動日)前日までは、住民票・印鑑証明書(印鑑登録証が必要)が取得できますが、
その際は、必ず窓口に転出証明書をお持ちください。
- 転出の手続きをされると、コンビニエンスストアで住民票・印鑑証明書を取得できなくなります。

★お手続きに関する注意事項を記載していますので、必ずお読みください。

★ご自身の内容に当てはまる項目に☑を記入していただき、☑欄の担当課にご相談ください。

チェック	対象者	事務及び手続内容など	担当課 (窓口番号)
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード または住基カードを お持ちの方	<ul style="list-style-type: none">・新住所地で継続利用の手続きを行ってください。(暗証番号が必要です)・国外転出の方は当市で転出処理が必要です。・申請中のマイナンバーカードは取消となります。転入後再度申請してください。当課で申請された方は、通知カードを返却します。※通知カードをお持ちの場合、記載内容に変更があつても修正はしません。 (番号に変更はありませんので、紛失されないようお気をつけください)	市民課 (1-⑬) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされている 方	<ul style="list-style-type: none">・印鑑登録証は抹消となりますので、新住所地で新たに登録の手続きをしてください。・転出予定日の前日までは印鑑証明書の交付を受けることができます。 印鑑登録証と転出証明書を提示してください。	市民課 (1-⑪⑫) 市役所1階 及び各支所
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入さ れている方	<ul style="list-style-type: none">・住所変更に伴い、国民健康保険をやめる方も手続きが必要な場合 があります。 <引き続き県内の他市町村で国民健康保険に加入する場合>・転入日が大和郡山市の国民健康保険の終了日になります。・世帯構成の条件により、大和郡山市の高額療養費の該当回数を通算 できる場合があります。・国民健康保険税の精算等に関することは、保険税係(2-⑩)でおたずね ください。	保険年金課 給付係 (2-⑬) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に 加入されている方	<ul style="list-style-type: none">・転出の手続きをしてください。 <被保険者証または資格確認書をお返しください>	保険年金課 医療係 (2-⑭) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	医療費助成(心身障害 者医療・重度心身障害 老人等医療)を受給して いる方	<ul style="list-style-type: none">・転出の手続きをしてください。 <受給資格証をお持ちの方はお返しください>	保険年金課 医療係 (2-⑭) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入・受給 されている方	<ul style="list-style-type: none">・海外へ転出される方は、かならず担当課にお越しください。	保険年金課 国民年金係 (2-⑮) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	犬を飼っておられる方	<ul style="list-style-type: none">・一緒に転出される場合は、転出先の市区町村で手続きをお願いします。・飼主が変わる場合は、飼主変更の手続きが必要です。	環境政策課 (4) 市役所2階
<input type="checkbox"/>	当市公園墓地を使用さ れている方	<ul style="list-style-type: none">・住所等の変更手続きが必要です。	

次のページへ続きます

<input type="checkbox"/>	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方	・担当課で転出の手続きをしてください。	子育ち支援課 給付係 (4-④) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成を受給している方		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成を受給している方		
<input type="checkbox"/>	保育園、認定こども園へ入園されている方	・詳しくは担当課でおたずねください。	保育支援課 (3-⑩) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	特別障害手当、障害児福祉手当、介護手当を受給されている方	・転出の手続きをしてください。	障害福祉課 (7-⑦) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方		
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちの方	・65歳以上の方、または40歳から64歳までの要支援・要介護の認定を受けておられる方は、窓口までお越しください。	介護福祉課 (5-⑤) 市役所1階
<input type="checkbox"/>	市立小・中学校に在学されているお子さまがおられる方	・転出の手続きと同時に転学の手続きをしてください。	学校教育課 (6) 市役所2階
<input type="checkbox"/>	今後、 ・乳幼児の健診、 予防接種 ・妊婦健診、がん検診等を必要とされる方	・お渡しした受診券等で受けられるのは、転出日の前日までです。 転出日以降の受診については、新住所地の担当課におたずねください。	保健センター さんて郡山 TEL58-3333 本庄町 317番地2
<input type="checkbox"/>	図書館利用者カードをお持ちの方	・カードを図書館へ返却してください。	図書館 (DMG MORI やまと郡山城 ホール内) TEL55-6600
<input type="checkbox"/>	し尿のくみ取りを使用停止される方	・詳しくは衛生センターでおたずねください。	衛生センター TEL56-2279 本庄町 316番地
<input type="checkbox"/>	多量ゴミのある方	・日常のゴミ収集に出さずに、直接清掃センターまで持ち込んでください。	清掃センター TEL53-3463 九条町 11番地2
<input type="checkbox"/>	水道の使用停止・閉栓等をされる方	・水道の使用停止(閉栓)の届出は、あらかじめ希望日の前開庁日までに届出をお願いします。 (注)・閉栓の届出をしないと、いつまでも料金(基本料金)がかかりますのでご注意ください。 ・受水槽を設置したマンションなどに住んでいる方は、管理人に連絡してください。 【受付時間】 月曜日から金曜日:8時30分～17時15分 /土曜日:9時～17時(祝日及び年末年始は受付できません) 【届出方法】 上下水道部お客様センターへお電話もしくは来庁にてお申し込みください。	奈良県広域 水道企業団 大和郡山事務所 TEL53-3661 植槻町 6番10号
<input type="checkbox"/>	国外転出される方で海外での投票を希望される方	選挙管理委員会事務局(総務課)でおたずねください。 外国にいても、日本の国政選挙に投票できる制度があります。	選挙管理委員会 事務局(5) 市役所4階
<input type="checkbox"/>	上記の内容を熟読し、該当項目を確認しました。 異動日や世帯構成に関しましては、住民異動届の記載に間違いありません。 ※転入先で手続きをする前に、住民異動届に書かれた新住所に関係課から文書が届く場合があります。		

これで終了です。お疲れさまでした。

【令和8年1月改訂:転出される方へ(転出者チェックリスト)】